

社会教育主事・社会教育士養成等の 改善・充実に関するWG（第6回） における意見発表

2026年4月30日（木）

全国社会教育職員養成研究連絡協議会（社養協）

研究推進部チーフ 矢内 琴江（早稲田大学）

事務局長 杉山 晋平（明治大学）

団体の概要（12月意見発表より再掲）

創立：1993年6月

目的：「社会教育職員の社会的責務とその重要性にかんがみ、全国における社会教育職員養成に関する情報交換、連絡協議並びに研究活動を推進することによって、社会教育及び社会教育職員の発展に寄与すること」（社養協規約第2条より）

会員：【機関会員】15大学60名 【個人会員】91名 ※2026年4月1日現在

事業：研究大会・定例研究会の開催、紀要『社会教育職員研究』の刊行、社養協通信の発行等

1. 社会教育職員養成の実態調査及び情報交換・連絡協議
2. 社会教育職員養成にかかわる理論的研究
3. 社会教育職員養成機関における教育課程の研究
4. 社会教育職員としての専門性の研究
5. 関連機関との連絡協議

近年の活動（12月意見発表より再掲）

- 社会教育職員の実践力養成における「実習」を重視した研究活動と政策提言（2009年度～）

- 「大学養成課程の実態調査」
- 自治体における社会教育主事資格の活用に関する調査
- 社会教育実習・職員研修に関する事例研究
- 養成課程修了後の卒業生・実習担当者との交流
- 「社会教育主事講習等規程の一部改正」に関する意見提出、同規程改正に係る説明会の開催他

- 規程改正後の養成課程研究と「社会教育士」称号取得支援（2018年度～）

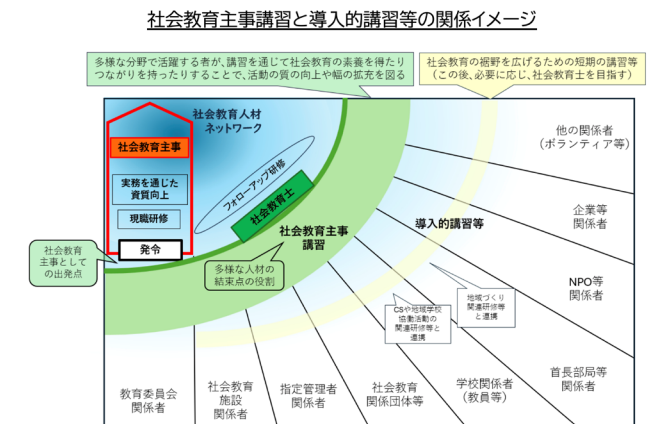
- 社会教育実習を核とした新たなカリキュラム研究
- 養成大学と実習受け入れ現場の連携・協働に関わる研究
- 「社会教育士」称号取得支援に関する研究
- 社会教育職員養成におけるハラスメント防止と倫理確立に関わるアクション
- 日本社会教育学会「大学・短期大学における社会教育主事養成課程に関するアンケート調査」への協力（2024年）

今回の意見発表について

- WG第2回会議での社養協からの意見発表より

- ✓ 「実践と省察の往還」を基盤とする養成課程のカリキュラム・デザイン
- ✓ 中・長期的な力量形成を支える仕組み：養成と研修・現職教育の連続性
- ✓ そこで果たす大学の役割、実習を通じた現場との連携・協働の深化

- 「社会教育主事講習と導入的講習の関係イメージ」において「養成・研修の全体像」の検討が進められていることを前向きに受け止めたい。



- 今回の意見発表にあたって求められた内容

- ① 主事講習 8 単位と養成課程 24 単位の「差」をどのように考えるか
- ② 令和 2 年度のカリキュラム改定による現場の影響について
- ③ 養成課程が社会教育振興に果たしている認識について（卒業生の動向なども踏まえて）
- ④ 現状の課題認識とそれを踏まえた制度的改善について

- 特に今回は「養成課程で学ぶ学生たちにとって」という視点、「社会教育の質的向上」という観点からの意見発表を行う。

1. 主事講習 8 単位に対する、
養成課程24単位の意味とその「差」について
2. 地域の社会教育振興における
「養成課程」の位置付け
3. 現場の課題と今後の議論に向けて

**1. 主事講習 8 単位に対する、
養成課程24単位の意味とその「差」について**

2. 地域の社会教育振興における
「養成課程」の位置付け

3. 現場の課題と今後の議論に向けて

現状認識について

- 社会教育主事養成課程は、「社会教育主事養成課程で取り扱う内容」をもとに、大学の自治・学問の自由を尊重し、各大学等の実情・強みや特徴を活かして編成されている。
- 地域や学生のニーズに応じて、大学等ごとにカリキュラム・デザインと運用が行われており、国公立・短期大学にわたって112通りの養成課程がある。
- したがって、主事講習8単位と養成課程24単位の「差」について、統一的な見解を述べることは容易ではない。
- ただし、養成課程の間には、①**令和2年度のカリキュラム改定を経験したこと**と、②**「学習者は学生である」**という2つの共通点がある。この点から、養成課程が24単位で編成される意味・意義を考えたい。

令和2年度のカリキュラム改定の影響

- 「社会教育実習」必修化をはじめ「生涯学習支援論・社会教育経営論」の導入、「社会教育特講」の単位数変更（12単位→8単位）を受けて、各大学等では科目ごとの目的・内容・配置を踏まえたカリキュラム全体の再設計が求められた。
- 「社会教育実習」を中核に据え、「科目間の学びの連続性」を意識しながら、約2～4年という中期的な時間展望の中で、社会教育士・社会教育主事に必要な資質・能力を着実に育むことが可能になった。
 - 学生にとって「社会教育実習」は、それまでの養成課程の学びの総合的・実践的定着を支えながら、新たな学びに向かう契機ともなる（実習先での実践への継続参加、他のボランティア・社会活動への参加、進路選択や卒論のテーマ発見・考察の深化など）。
- 社養協としても、「実践と省察の往還を軸としたカリキュラム・デザイン」の試みを広げる事例研究や交流を推進してきた。

学習者像を踏まえた養成課程「24単位」の解釈

学習者としての学生理解

- 学生は、**人間形成・キャリア形成の重要な時期**にある。
- 学生生活は、**多方面に広がる幅広い活動の経験**で構成される。また学年によって、自身の役割や立場なども変化し、活動を通じた学びも深化する。

(1) 教職課程と併修する学生の場合

- 学校教育以外の場または地域学校協働等の実践からも子どもの育ちを捉える視点を得る。
- 教職課程における学びとの往還を通じて教師観・教育観が形成される。
- 大人の学びに出会い、「教師も学び合い・学び続ける存在である」という理解へつながる。

(2) 教職課程以外の学生が履修する場合

- 自身の専門分野での学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直そうとしながら、専門分野と社会教育それぞれの学びを深めていく（専門分野×社会教育→社会教育士養成のイメージと重なる）。
 - キャリア観の形成、市民性の育成
-
- 学生は、**学生生活と社会教育主事養成課程との往還**を通じて社会教育への理解を深め、自らの価値観を形成していく。

- 人間形成・キャリア形成との関わり、大学における学修（専門分野・他の資格課程）との往還、大学生生活における多岐にわたる活動経験との往還を通じて、学生が社会教育を学び理解していくためのプロセス全体を支えているのが養成課程の「24単位」という枠組みである。
- 養成課程「24単位」は履修量を表しているが、一方で**学生が社会教育を全人的・総体的に学ぶ時間と機会を保障する枠組み**としてその意味を把握すべきである。

1. 主事講習 8 単位に対する、
養成課程24単位の意味とその「差」について

2. 地域の社会教育振興における
「養成課程」の位置付け

3. 現場の課題と今後の議論に向けて

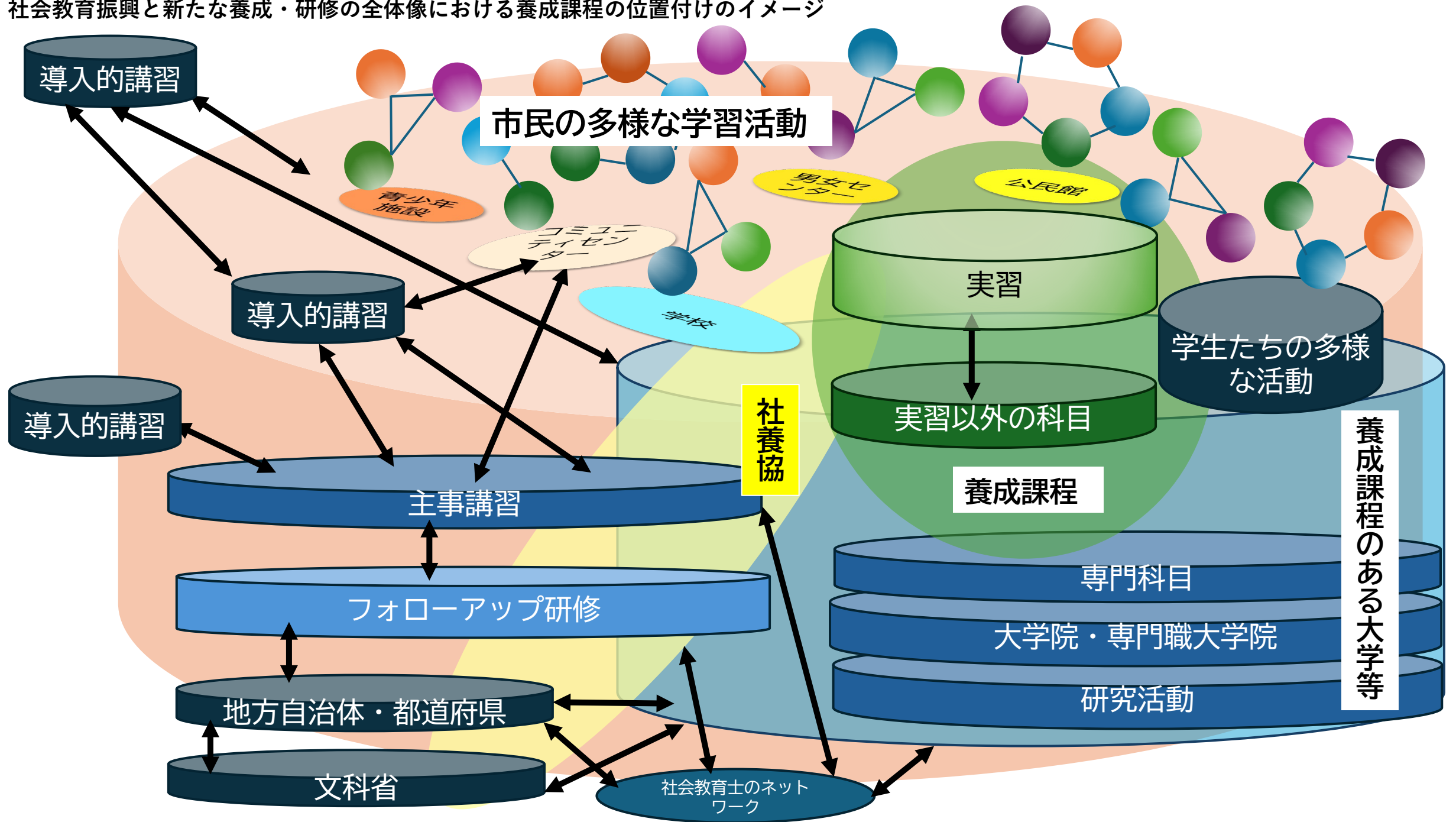
社会教育振興における養成課程のハブ的機能

- 地域の社会教育振興において、養成課程を置く大学等がそのハブとして機能しているケースは少なくない。
 - ✓ 実習による社会教育現場と大学等の協働
 - ✓ 地域活動への学生の参画
 - ✓ 自治体・現場への学術的・社会的貢献
 - 講座の共催、研修の実施
 - 社会教育委員はじめ各種委員としての貢献
 - 教育計画の策定への貢献等

養成課程を置く大学に今後期待される役割

- 公教育を支える仕組みが再構築されていく中で、「養成課程を置く大学等」には、社会の多様な場において**学習を通して人々の活動・つながりを支える基盤**としての役割が求められていくだろう。
 1. 実習を通して現場との協働で次世代の担い手を育成する機関
 2. 自治体と協働しながら、導入的講習からフォローアップ研修までの長期的な力量形成に伴走する機関（大学院レベルでの高度な人材育成・現職教育も含む）
 3. 地域、組織、コミュニティにおける実践の持続的な展開を支える研究機関

社会教育振興と新たな養成・研修の全体像における養成課程の位置付けのイメージ



新たな養成・研修のデザインの実現に向けて 求められる取り組み（社養協の事例研究の蓄積から）

- **異なる学習段階・立場の学習者が対話的・省察的に学び合う場**をコーディネートしていく取り組みがより重要に
 - 学生にとっては、自身の養成課程の学びを将来の展望の中で意味づけたり、自身のキャリアを考えたりする契機になる。
 - 社会教育士・社会教育主事等にとっては、自身の仕事や活動の意味・意義をつかんだり、課題に気づいたり、実践の改善につながる手がかりを得る機会となる。
 - 養成課程の担当教員にとっては、自身の教育実践の意義や課題を捉え直すFDの機会となる。

- 具体的な事例

- ✓ 実習を通じた学生・職員・大学教員の学び

- ✓ 主事講習の受講者と養成課程の履修者の交流・学び合い

- ✓ 各地の養成課程で学んだ卒業生・在学生・現場職員・大学教員が学び合うラウンドテーブル（オンライン）

- ✓ 地域における多様な対人援助職従事者によるラウンドテーブルの展開

- **養成課程を置く大学が「重層的な学習の場」を創出することで、社会教育の裾野拡大と質的向上を寄与することができるのではないか。**

1. 主事講習 8 単位に対する、
養成課程24単位の意味とその「差」について

2. 地域の社会教育振興における
「養成課程」の位置付け

3. 現場の課題と今後の議論に向けて

養成課程の制度的課題：「出口問題」

- 卒業生たちは、社会人としての生活・キャリアを歩み始める段階で、自身の仕事や生活に社会教育を重ねて、それぞれの形で学び続けたり、実践したりしている。
- 一方で、**社会教育の意義や魅力を見出した学生が「社会教育に関わる仕事に就きたい、それを目指してみたい」と志そうとしても、それが直接的な就職につながりにくい**という構造の問題があり、養成課程は長くジレンマを抱えている。
 - ✓ 社会教育主事の配置率低下、社会教育関係職員の不安定な待遇から、多くの学生が他分野の仕事の中で社会教育の学びを活かすという「**ナナメの進路**」を選ばざるを得ない実情がある。

ここまでのWGでの議論を踏まえて

- **今後のカリキュラムをめぐる議論について**

- 2018年規程改正による実習必修化や科目新設以降のカリキュラムの質的な検証を十分に踏まえた検討
- 今後の社会変化や人権課題を見据えた科目内容の検討
- 大学等の自治・学問の自由を尊重した制度設計

- **「社会教育主事」の専門性とその力量形成のあり方について**

- 講習修了後（または発令後）の現職研修のタイミングや内容、実施形態等

- **今後の議論のプロセスのあり方について**

- 地域的条件の違いをどう位置付けていくか
- 学習者（職員、学生・卒業生）と養成・研修の担当者（職員、教員）の声をどのように反映していくか（養成課程と文科省・WGの間の継続的対話の必要性）